

## 不動産を遺産分割協議によって相続した場合の申請書の書式

土地又は建物の登記名義人（所有者）が死亡し、これらの不動産を相続した相続人ら全員の協議により、特定の不動産を特定の相続人が相続することとなった場合の所有権移転登記の申請書の書式は、別紙 1 のとおりです。ご不明の点等がありましたら、最寄りの法務局又は地方法務局にご相談ください。

### ☆登記所からのお願い

申請書は、A4の用紙に記載し、他の添付書類とともに左綴じにして提出してください。紙質は、長期間保存できる丈夫なもの（上質紙等）にしてください。文字は、インク、黒色ボールペン、カーボン紙等で、はっきりと書いてください。鉛筆は、使用できません。

郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便により送付してください。

◇書式の解説（この書式例は、相続人である妻と子 2 人で遺産分割協議をし、相続財産中の不動産を子供 2 人が相続した場合です。）

- （注 1） 遺産分割協議の日ではなく、被相続人（死亡した方）が死亡した日（戸籍上の死亡日）を記載します。
- （注 2） 登記事項証明書の記載のとおり被相続人（死亡した方）の氏名を記載します。
- （注 3） 住民票コード（住民基本台帳法第 7 条第 1 3 号に規定されているもの）を記載した場合、添付書面として住所証明書（住民票の写し）の提出を省略できます。
- （注 4） 相続人の住所、氏名を住民票の写しのとおりに記載し、末尾に押印します（認印で結構です）。持分は、遺産分割協議書（別紙 2）で定められた持分と一致している必要があります。
- （注 5） 申請書の記載事項等に補正すべき点がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号を記載します。
- （注 6） 登記原因証明情報として、被相続人（死亡した方）の出生から死亡までの戸籍謄本、除籍謄本等を添付します。また、遺産分割協議の当事者である相続人の戸籍謄本等（被相続人が死亡した以後に作成されたもの）も添付してください。被相続人の戸籍謄本と重複するものがある場合には、重ねて提出する必要はありません。

戸籍謄本、除籍謄本などの集め方が分からない場合には、本籍地又は最寄りの市区町村役場にお問い合わせください。

なお、「相続関係説明図」（別紙 3）を戸籍謄本、除籍謄本等とともに提出した場合には、登記完了後に戸籍謄本等をお返しします（遺産分割協

議書の原本の還付を受けるためには、別にその謄本を提出する必要があります。)

また、遺産分割協議書の添付が必要であり、その協議書には申請人以外の他の相続人の印鑑証明書(当該協議書に押印された印鑑の証明書)が必要となります。なお、この印鑑証明書は作成後3か月以内のものである必要はありません。

(注7) 申請に係る不動産を相続することになった相続人全員の住民票の写しです。住民票コードを記載した場合(注3)は、提出する必要はありません。

(注8) 登記識別情報の通知を希望しない場合は、 にチェックしてください。

(注9) 課税価格、登録免許税の計算方法は、

<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/Taro12-1312.pdf>

を参照してください。

なお、登録免許税を免除されている場合には、免除の根拠となる法令の条項を、登録免許税が軽減されている場合には、登録免許税のほか、軽減の根拠となる法令の条項を記載します。

各不動産の課税価格を末尾に記載します。

(注10) 登録免許税を現金納付する場合はその領収書をはり付けた用紙を、収入印紙で納付する場合には収入印紙をはり付けた用紙を、申請書と一括してつづり、申請人又はその代理人がつづり目に契印を必ずしてください(契印は、1人がすれば足ります。)

(注11) 登記の申請をする不動産を、登記事項証明書の記載のとおり正確に記載してください。

(注12) 不動産番号を記載すれば、土地の所在、地番、地目及び地積(建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積)の記載を省略することができます。

(注13) 申請書が複数枚にわたる場合は、申請人又はその代理人は、各用紙のつづり目に必ず契印をしてください(契印は、1人がすれば足ります。)

#### \*お知らせ

相続登記をしないまま放置すると、相続人に相続が発生するなどして、登記手続をするのに必要な関係者が増え、手続が複雑になるおそれがあります。

相続登記は、できる限り早くすませることをお勧めします。

(別紙1)

登記申請書

登記の目的 所有権移転

原因 平成16年9月6日相続 (注1)

相続人 (被相続人 法務太郎) (注2)

郡町34番地

(住民票コード12345678901) (注3)

持分2分の1 法務一郎印 (注4)

市町三丁目45番6号

2分の1 法務温子印

連絡先の電話番号00-0000-0000 (注5)

添付書類

登記原因証明情報 (注6) 住所証明書 (注7)

登記識別情報の通知を希望しません。(注8)

平成16年9月20日申請 法務局 支局 (出張所)

課税価格 金何円 (注9)

登録免許税 金何円 (注10)

不動産の表示 (注11)

不動産番号 1234567890123 (注12)

所在 市町一丁目

地番 23番

地目 宅地

地積 123.45平方メートル

価格 金何円

不動産番号 0987654321012

所在 市町一丁目23番地

家屋番号 23番

種類 居宅

構造 木造かわらぶき2階建

床面積 1階 43.00平方メートル

2階 21.34平方メートル

価格 金何円

契印(注13)

\* これは、記載例ですので、下に線が引かれている部分を、申請内容に応じて書き直してください。(別紙)や(注)は、記載しないでください。

(別紙2)

## 遺産分割協議書例

### 遺産分割協議書

平成16年9月6日、市 町 番地 法務太郎の死亡によって開始した相続の共同相続人である法務花子、法務一郎及び法務温子は、本日、その相続財産について、次のとおり遺産分割の協議を行った。

- 1 相続財産中、市 町一丁目23番宅地123・45平方メートル及び同所所在家屋番号23番居宅木造かわらぶき2階建床面積1階43・00平方メートル2階21・34平方メートルの建物は、法務一郎(持分2分の1)及び法務温子(持分2分の1)の共有とすること。
- 2 相続財産中、株式会社 銀行 支店の定期預金(口座番号 )500万円及び 株式会社の株式 株(株券番号 )は、法務花子の所有とすること。

右協議を証するため、本協議書を参通作成して、それぞれに署名、押印し、各自参通を保有するものとする。

平成16年9月20日

<u>市 町二丁目12番地</u>	<u>法 務 花 子</u>	ⓐ
<u>郡 町 34番地</u>	<u>法 務 一 郎</u>	ⓑ
<u>市 町三丁目45番6号</u>	<u>法 務 温 子</u>	ⓒ

\* 印は、印鑑証明書と同じ印(実印)を押印し、印鑑証明書を各1通添付します(3か月以内に作成されたものでなくても結構です)。

右は、記載例ですので、下に線が引かれている部分を、申請内容に応じて書き直してください。

